

【理由書】

1. 件名

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路の変更

3・2・110号 なめしまち滑石町線

2. 当該道路の概要及び変更の理由

都市計画道路滑石町線は、長崎市北部の滑石地区を東西に走る幹線街路であり、昭和40年に延長約1,800m、幅員16mで都市計画決定している。平成12年には滑石地区内における交通量の増加や三重地区における宅地開発等による通過交通量の増加に伴う交通混雑解消を目的として、一部区間を4車線とし、幅員を16mから30mに拡幅する変更を行っている。

起点から延長580mの区間については、横道工区として平成12年に事業化し、平成25年に整備を完了している。また、横道工区と隣接する850mの区間については、平成23年より大神宮工区として事業化し、現在も整備を進めているところである。

今回、事業実施に先立ち、交差点付近の詳細設計を行った結果、必要な区域の変更を行うものである。

また、字界の明確化により、終点を「長崎市滑石3丁目」から「長崎市北陽町」に改める。